

各 部 (局) 長
各 総 合 事 務 所 長
日 野 振 興 セ ン タ ー 所 長
鳥 取 県 企 業 局 長
鳥 取 県 病 院 局 長
鳥 取 県 教 育 委 員 会 教 育 長
鳥 取 県 警 察 本 部 長
境 港 管 理 組 合 事 務 局 長

} 様

鳥取県県土整備部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応
について (通知)

このことについて、令和2年4月8日付国土入企第6号により国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

ついては、県土整備部発注の工事及び業務(以下「工事等」という。)においても下記のとおりとしますので、御承知ください。

記

1 施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこと。

なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱うこと。

2 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられており、また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、

特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられている。

建設工事の現場では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。

本県が発注する工事においても、これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、受注者に対して周知徹底を図ること。

- (4) 受注者（下請業者含む）が緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）の業者の場合、新たに対象地域から転入した者は、14日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛することとし、打合せは、WEB会議システム、情報共有システム、電子メール等を活用し、やむを得ない場合を除き、対面による打合せは行わないこと。

3 一時中止措置及び感染拡大防止対策の確認について

工事及び業務の受注者から一時中止の申し出があった場合は、別紙1により取りまとめ、下記担当まで報告すること。

また、工事及び現場作業を伴う業務においては、現場立会、電話聞取りの際に、別紙2により受注者の感染拡大防止対策の実施状況を把握しておくこと。

4 県外製作工場での監督員等の立会による検査（出来形・品質）について

落橋防止装置の鋼製ブラケット溶接部の内部きず検査など、県外の製作工場における監督員等の立会による検査は、当面行わないこととする。

なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこと。

(担当) 県土総務課建設業・入札制度室 中島

電話：0857-26-7454

ファクシミリ：0857-26-8190

技術企画課技術調査担当 椎木

電話：0857-26-7410

ファクシミリ：0857-26-8189